

## 当面する風力発電の支援策について

～ NEDO補助事業および電力会社の競争入札の課題と対応～

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

代表 飯田 哲也(いいた てつなり)

電子メール：tetsu-i@jca.apc.org

### 【要旨】

現在の風力発電に関する事業環境は、ほとんど「混乱」あるいは「でたらめ」といっても良く、とても先進国・民主国家の推進施策とは思えない。NEDOの補助事業の問題点(第8回新エネ部会への飯田コメント参照)に加えて、電力会社による一方的な競争入札の導入の問題点とその主な原因であるが、当面はこれに対応せざるを得ないとすれば、少なくともこの2つの制度のあり方を公開の場で議論した上で、必要最低限の「改善」をすべきである。

### NEDO補助金の問題点

一般的な問題点については、「初期の設備補助金」が「購入価格補助」と比較して以下のような問題点を有することはすでに指摘したとおりである。

- ・パフォーマンス向上と無関係な補助金の性質
- ・量的・速度的な普及の政策
- ・恣意性・裁量性
- ・実務的・財務的な負担の大きさ
- ・事業者の不健全化

加えて、各論としてNEDOの補助金を巡る下の問題点を指摘したとおりである。

- ・交付決定日の遅延について

業務量の急増に伴う交付決定の遅延と、それによる事業計画の狂いや冬季作業発生の危険

- ・補助率を事後に変更した問題

「事業者支援の1/3」と「自治体・三セク向けの1/2」の違いの疑問

「1/3×80%」と「1/2×90%」と事後に補助率が変わったことの大問題

それらの問題が北電の競争入札と重なって、さらに不確定要因を増したこと

- ・NEDOにおける事業審査について

交付申請の審査内容・基準が不透明で、審査者の恣意性・裁量性が強いと思われること

- 具体的・客観的な判断基準を明確に提示すること
- 採否両方の審査結果を刻銘に公開すること
- NEDO事業審査の公平性への疑問(民間出向者の関与)

- ・補助金上限による開発制限

1案件につき1年度あたり補助金10億円という上限設定による制約

- ・補助金使途の制約

先コメントに漏れていた重大な問題として、今回の減額決定の際に、系統連係費用(電力負担金分)

が補助対象から除外されたことである。さらに、来年度に関しては事業者工事分についても系統連係費用を補助対象から除外する方向が検討されていると聞く。

これは、まったく本末転倒である。本体工事に比べ、系統部分こそ公共性の高いものであり、かつ日本では風力発電普及の最大の制約となっているものであることを考えると、全く逆向きの発想である。デンマークでは系統連係費用は全額、送電会社負担であり、イタリア等他の欧州諸国でも何割かを送電会社(もしくは電力会社)が費用負担をしているのは、そうした発想からである。

系統連係費用については補助を従前よりも手厚くするか、少なくとも補助対象から外すべきではない。

#### NEDO補助金への改善提案

最も望ましい改善提案は一定額の購入価格補助への改正であるが、それが今すぐ困難であれば、少なくとも以下のような改善をすべきである。

##### 【補助率について】

- ・補助率の固定
  - 自治体向けも事業者向けも共通とし、事前に周知した補助率は変更しない
  - むしろ規模によって分ける。電力会社による2MWの区分は合理的である(2MW以下は50%補助、2MW以上は30%補助など)
- ・系統連係費用は、電力負担金を含めて一律2分の1補助など補助を手厚くする

##### 【審査手続きについて】

審査手続きについては、明快な審査基準を出し、それに沿った正確な判定スコアを公開し、上位から予算の範囲内で順次採択していくこと

- ・審査基準の明示
- ・手続きの簡素化と迅速化
- ・手続き情報の公開

##### 【予算について】

- ・電力会社の入札枠、グリーン電力枠等を勘案しつつ、十分な予算を充てるべきである。

#### 電力会社の入札制度の問題点

電力会社による入札制度は、NEDO補助金と並んで、現在離陸しはじめた日本の風力市場を混乱させているもう一つの要因である。

##### 【競争入札の問題点】

- ・競争入札は、欧州で導入した各国で、実質的に「失敗」と評価されている政策である。
- ・1999年末で1000万kWもの風力発電を導入している欧州で見ると、「固定価格制」を導入している上位3カ国の合計が全体の4分の3にあたる750万kWを占め、競争入札を導入している上位3カ国の合計がその15分の1に過ぎない50万kWに満たない。
- ・しかも、風力資源を見ると、英国やアイルランドなどの方が優れているとの評価であるにもかかわらず、実際の普及が進んでいないのである。
- ・競争入札の「利点」として我が国で喧伝される「経済性の向上」に関しても、確かに相対的に安価とな

っているものの、「固定価格制」でもある程度の低コスト化は図られている。普及効果の著しい違いを考えると、「公共政策」という視点からは、この程度のコスト差にこだわって競争入札を支持できるかどうかは大きな疑問がある。

- ・こうした実績から、英国はすでに新しい制度(クォータ制)への移行を決定しており、フランスも固定価格制への移行が議論されはじめている。

「固定価格制」と「競争入札制」～普及量の差

Market Type	Country	Installed Capacity (TWh)	Installed Capacity (TWh)	Growth Rate (%)	Employment (KWh/KWh)	Installed Capacity (M/b.c)	Installed Capacity (M/b.c)
Onshore markets	Denmark	4443	1200	24%	48%	1542	241
	Spain	1201	311	51%	10%	4080	333.2
Fixed price markets	UK	1552	301	40%	13%	543	31.5
	Ireland	1450	551	41%	81%	851	28.1
System markets	France	323	10	2%	3%	142	0.0
	Ireland	13	10	12%	0.8%	104	50.0
System markets	France	55	3	12%	0.5%	004	0.4
	Ireland	448	35	15%	4%	025	3.8

(出典)European Wind Energy Association (EWEA), "MEASURES AND SUPPORT INITIATIVES TO IMPLEMENT THE CAMPAIGN FOR TAKE OFF \_ BUSINESS PLAN " (2000)

「固定価格制」と「競争入札制」～経済性低下と風力資源量(同上出典)

	Country	Installed Capacity (MWh)	Installed Capacity (MWh)	Levelized Cost of Electricity (¢/kWh)	Levelized Cost of Electricity (¢/kWh)	Levelized Cost of Electricity (¢/kWh)	Wind Resource (30 m)
Onshore markets	Denmark	0.088	0.180	0.082	0.11	40	2 to 1
	Spain	0.002	0.100	0.015	0.11	30	0 to 8
Fixed price markets	UK	0.000	0.108	0.002	0.08	30	0 to 8
	Ireland	0.011	0.150	0.005	0.08	40	1 to 10
System markets	France	0.004	0.131	0.020	1.00	44	1 to 10
	Ireland	0.020	0.113	0.020	1.00	44	0 to 8

【電力会社による競争入札の問題点】

以上の点に加えて、日本の電力会社による競争入札の問題点として次の点を指摘できる。

- ・入札枠を誰がどのように決めるのかがまったく不透明であること
- ・そもそも自然エネルギー政策は「公共政策」であり、電力会社が一方的に風力発電導入の「天井」を決めることは民主主義の原則に反すること

【東北電力の競争入札の問題点】

- ・東北電力の場合、「東北自然エネルギー開発」という風力ディベロッパーを子会社として保有しているが、同社は競争入札でどのような扱いになるのか、未だにまったく社会的な説明がない。特別枠があ

るとすれば論外であるが、仮に競争入札参加をすることも「情報のファイアウォール性」(インサイダー情報の入手可能性)において大きな懸念が残る。

- ・先に行われた説明会(10月6日)では、添付するような地図が配布され、設備の空き容量からあらかじめ導入できない送電線・発電所が決められていた。本来、仮に事業者が系統を補強するなどすれば導入可能なはずであるが、どうして一方的にこうした「制限箇所」が決定されるのか、大きな疑問である。

風力事業者にとっては事業参入機会を一方的に奪い機会損失を与える行為であり、社会公益的には風力発電普及に制約を与えるものとして問題が大きい。

#### 新エネ部会に期待する社会的役割

中長期的な制度や見通しも重要であるが、直面する大きな課題として、NEDOの補助金のあり方、そして電力会社による競争入札のあり方について、真正面から議論し、一定の方向性を出し、パブリックコメントに付すなどして広く公論することが緊急かつ不可欠であると考え。それは新エネ部会が社会的に負っている責務であると信じる。